

VII 教育職員免許状の取得

1. 教育職員免許状の種類及び教科について

理学部の所定の単位を修得し、卒業した者は、第1表に示す教育職員免許状（以下「免許状」という。）の授与を申請することができる。

第1表 免許状の種類・教科

学 科	種 類	教 科
理 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学又は理科

2. 基礎資格及び最低修得単位表について

免許状を取得するために必要な基礎資格及び最低単位数は第2表のとおりである。

なお、第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」については「6. 『教科及び教科の指導法に関する科目』の修得について」、「7. 『教育の基礎的理解に関する科目等』の修得について」、「9. 『大学が独自に設定する科目』の修得について」で確認すること。

第2表 基礎資格及び最低修得単位表

所 要 資 格 免許状 の種類	基 础 資 格	大学において修得することを 必 要 と す る 最 低 单 位 数		
		教科及び教科の 指導法に関する科目	教育の基礎的理解に 関する科目等（※）	大学が独自に 設定する科目
中学校教諭一種免許状 (数学・理科)	学士の学位を 有すること	28	31	
高等学校教諭一種免許状 (数学・理科)		24	27	8

（※）「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実習」、「教職実践演習」

3. 教職課程登録制度について

免許状を取得しようとする者は、教職課程登録を行わなければならない。教職課程登録制度は、教職課程を履修する学生が将来の教員として十分な自覚をもつこと、履修する学生を本学が把握することを目的とした制度である。教職課程登録を希望する者は、原則として、1年次の1月から2月に開催される教職ガイダンスに出席した上で、教職課程登録申請書を指定された期日までに提出しなければならない。

なお、やむを得ない事情により登録の解除を希望する者は、理学部事務室教務担当に届け出ること。

4. 教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目について

免許状を取得するために必要な教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目の本学授業科目及び必要単位数は第3表のとおりである。

第3表 教育職員免許法施行規則第66条の6において定める科目

免許法施行規則に定める科目	左記に該当する本学授業科目	必 要 单 位 数
日本国憲法	基盤共通教育科目の「日本国憲法」	2
体育	基盤共通教育科目の「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」、又は「スポーツセミナー」の授業科目 (「健康・スポーツ科学」の授業科目のみ、「スポーツ実技」の授業科目のみの修得では要件を満たさない。)	2
外国語コミュニケーション	基盤共通教育科目の「コミュニケーション英語」	2
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	基盤共通教育科目の「データサイエンスⅠ」	2

5. 介護等の体験について

中学校（数学・理科）の免許状を取得するには、介護等の体験（7日間）を行う必要がある。
介護等の体験に関するオリエンテーションや必要な手続き等については、その都度、掲示により周知するので、十分注意すること。

介護等の体験を終了した場合は、「介護等体験（含事前指導）」として2単位を修得できる。ただし、この単位は免許状取得のための「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理 解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の単位数、及び卒業要件の単位数に含めることはできない。

6. 「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得について

第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」の「教科及び教科の指導法に関する科目」の単位は、中学校または高等学校の免許状ごとに各免許教科の種類に応じた必修科目とその単位数が次の第4表及び第5表のように定められている。

第4表 数学の免許

教科及び教科の指導法に関する科目	本学部開講科目	単位数	開講年次	最低修得単位数 (中学校)	最低修得単位数 (高等学校)
代 数 学	線形代数	2	2	1以上	1以上
	線形代数演習	2	2		
	◎代数入門	2	2		
	代数学A	2	3		
幾 何 学	◎集合と位相 I	2	2	1以上	1以上
	◎集合と位相 II	2	2		
	集合と位相演習	2	2		
	幾何学A	2	3		
解 析 学	◎微分積分 I	2	2	1以上	計 2 0
	◎微分積分 II	2	2		
	微分積分演習	2	2		
	解析学	2	3		
「確率論・統計学」	◎数理統計入門	2	2	1以上	1以上
	確率論	2	3		
コンピュータ	◎プログラミング	2	2	1以上	1以上
	コンピューターアーキテクチャ	2	2		
	データ構造とアルゴリズム	2	2		
	計算数学A	2	3		
	計算数学B	2	3		
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎數学科教育法	2	2	2以上	2以上
	○数学の教材分析 A	2	2	2以上	
	○数学の教材分析 B	2	3	2以上	
	○數学科実践演習	2	3	2以上	

- 1) ◎印の講義科目は、必修科目となっているため、全て修得する必要がある。
- 2) ○印の科目は、中学校免許と高等学校免許で最低修得単位数の内訳が異なるため注意すること。

第5表 理科の免許

教科及び教科の指導法に関する科目	本学部開講科目	単位数	開講年次	最低修得単位数(中学校)	最低修得単位数(高等学校)
物理 学	◎物理学概論 力学 電磁気学 I 量子力学 I 熱力学 量子力学演習 I 解析力学 力学演習 電磁気学 II 電磁気学演習 物理数学 熱・統計力学 I 熱・統計力学演習 量子力学演習 II 放射線物理学	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3	1以上	1以上
化 学	◎化学概論 無機化学 I 有機化学 I 分析化学 I 生物化学 I 物理化学 I 有機化学 II 分析化学 II 物理化学 II 無機化学 III 有機化学 III 分析化学 III 生物化学 III	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3 3 3 3	1以上	1以上
生 物 学	◎生物学概論 遺伝学 I 細胞生物学 I 進化学 I 生態学 I 遺伝学 II 系統分類学 植物生理学 発生生物学 生態学 II 進化学 II	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1以上	1以上
地 学	◎地質・古生物学 I 岩石・鉱物学 I 火山・地球物理学 I 自然災害科学 地質・古生物学 II 岩石・鉱物学 II 火山・地球物理学 II 地質・古生物学 III 火山・地球物理学 III 岩石・鉱物学 III 地球年代学	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 3	1以上	1以上

教科及び教科の指導法に関する科目	本学部開講科目	単位数	開講年次	最低修得単位数(中学校)	最低修得単位数(高等学校)
物理学実験 化学実験 生物学実験 地学実験	○共通物理学実験	1	1	1 以上	1 以上
	○共通化学実験	1	1	1 以上	
	○共通生物学実験	1	1	1 以上	
	○共通地球科学実験	1	1	1 以上	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	◎理科教育法	2	2	2 以上	計 8 2 以上 2 以上
	○理科の教材分析 A	2	2	2 以上	
	○理科の教材分析 B	2	3	2 以上	
	○理科実践演習	2	3	2 以上	

- 1) ○印の講義科目は、必修科目となっているため、全て修得する必要がある。
 ただし、
 ◎物理学概論：物理学コースカリキュラム履修者は修得しなくてよい。
 ◎化学概論：化学コースカリキュラム履修者は修得しなくてよい。
 ◎生物学概論：生物学コースカリキュラム履修者は修得しなくてよい。
- 2) ○印の実験科目は、中学校免許と高等学校免許で最低修得単位数の内訳が異なるため注意すること。

7. 「教育の基礎的理解に関する科目等」の修得について

第2表の「大学において修得することを必要とする最低単位数」の「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位のうち、必修科目とその最低修得単位数は、第6表のとおりである。下表に基づき、中学校の免許状を取得しようとする場合は31単位（数学、理科共通）以上、高等学校の免許状を取得しようとする場合は27単位（数学、理科共通）以上を修得しなければならない。

第6表

教育の基礎的理解に関する科目等	授業科目	単位数	開講年次	免許状に必要な最低修得単位数	
				中学校教諭 一種免許状	高等学校教諭 一種免許状
教育の基礎的理解に関する科目	教育原論	2	2	2	2
	教育職論	2	2	2	2
	教育社会学	2	2	2	2
	教育経営学	2			
	発達心理学	2	2	2	2
	学習心理学	2			
	特別支援教育総論	2	2	2	2
	教育課程編成論	2	3	2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳教育の理論と実践	2	3	2	
	総合的な学習の時間論	2	3	2	2
	特別活動論	2	3	2	2
	教育方法・技術 (情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。)	2	2	2	2
	生徒指導・進路指導	2	3	2	2
	教育相談	2	3	2	2
教育実習	教育実践実習事前・事後指導 (中・高)	1	3・4	1	1
	教育実践基礎実習(中)	1	3	1	
	教育実践実習B	3	4	3	
	教育実践実習C	2	4		2
教職実践演習	教職実践演習 (中学校・高等学校)	2	4	2	2
大学が独自に設定する科目	サイエンスコミュニケーターA	2	3		

(注) 1) 開講期は、授業時間割表により確認すること。

2) 教育実践実習は、取得しようとする免許の校種により、履修する科目が異なる。

「教育実践実習B」：中学校の免許のみ又は中学校及び高等学校の免許を取得する場合。

「教育実践実習C」：高等学校の免許のみを取得する場合。

3) 教育実践実習の実施の詳細は、別に指示する。

4) 「教育実践実習事前・事後指導」は、必修科目である。

5) 卒業要件への算入については、「IV 履修要項」の「2-2 基盤専門教育科目の卒業要件と履修方法」(P 9~10) を参照すること。

8. 履修条件について

8-1 「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理義に関する科目等」の履修条件

第4表と第5表に示す「各教科の指導法」の科目、第6表に示す科目（「サイエンスコミュニケーションA」を除く。）を履修できる者は、教職課程登録を行った者に限る。

8-2 教育実習の履修条件

「教育実践基礎実習(中)」「教育実践実習B」及び「教育実践実習C」を履修するためには以下の条件を満たさなければならない。

- (1) 「教育実践基礎実習(中)」を履修するためには、前年度までに第7表に示す授業科目の中から、教科教育法2単位を含む5科目10単位以上を修得していなければならない。

第7表

授業科目	単位数	授業科目	単位数
教職論	2	教育経営学	2
教育原論	2	教育方法・技術	2
学習心理学	2	教科教育法	2

- (2) 「教育実践実習B」を履修するためには、前年度までに「教育実践基礎実習(中)」及び「生徒指導・進路指導」を修得していなければならない。
- (3) 「教育実践実習C」を履修するためには、第7表に示す授業科目に加え、前年度までに「生徒指導・進路指導」を修得していなければならない。
- (4) 「教育実践実習B又はC」を履修するためには、「IV 履修要項」の「3. 卒業研究の履修条件」(P19)に示す条件を満たさなければならない。

8-3 教職実践演習の履修条件

「教職実践演習」を履修できる者は、受講学期までに中学校又は高等学校の免許状取得に必要な第6表の「教育実習」に示す最低修得単位数を修得しているか、受講学期に「教育実践実習B又はC」を履修している者に限る。

なお、「教職実践演習」の授業の中で履修カルテや教育実践実習に行った際に作成した指導案を使用する。履修カルテについては授業開始前までに完成させること。

9. 「大学が独自に設定する科目」の修得について

第2表の「大学が独自に設定する科目」とは、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理義に関する科目等」から最低修得単位数を超えて修得した科目のことを指す。第4表、第5表及び第6表に記載されている科目のうち、最低修得単位数を超えて修得した科目により、免許状の校種ごとに必要とする単位数を満たすこと。